

# 自由と統制の個人化論

—— Ulrich Beck 個人化論をめぐる論争と展開 ——

川端 健嗣

『選択の自由』と言われるように、個人に決定の可能性が与えられることは自由の増大と同義であると捉えられる傾向がある。しかし本稿は個人化研究の再構成を通じて、個人に決定の可能性が与えられることがむしろ社会統制の一形式として機能していることを明らかにする。

1983年にドイツで個人化論が勃興したとき、研究者が共通して注目した社会変化がある。それは従来に比べて人々に決定の可能性 (Entscheidungsmöglichkeit) が与えられているという変化である。この社会変化の意味を個人化研究は問い進めてきた。

本稿はこの問いに寄与した Günter Burkart と Ulrich Beck・Elisabeth Beck-Gernsheim の論争、そして Monika Wohlrab-Sahr と Niklas Luhmann の研究を検討する。論争とその展開の検討を通じて、どのように個人に決定可能性が与えられることが社会統制の一形式として機能するのが明らかになる。

## 1 問題意識——個人化の論争に至る経緯と論争に着目する意義について

個人に決定の可能性が与えられることはいかなる社会変化を意味するのか。この変化の意味をめぐって、ドイツで個人化の定義をめぐる論争があった。本節では論争に至った経緯を説明し、論争を扱う意義について論じる。

20世紀の後半以降のドイツで、個人化が注目を集めるきっかけとなったのは1983年である。1983年にUlrich Beckを皮切りにWerner Fuchs、Joseph Mooser、Elisabeth Beck-Gernsheim (以下Gernsheimと表記する)の4名が個人化論を発表したことがその象徴とされる<sup>1)</sup>。

当初から各研究者は共通して1つの変化に注目していた。それは従来に比べて人々に決定可能性が与えられてきているという変化である。

Fuchsは個人化を青少年期に「人生設計の

ための決定領域が拡張したこと」(Fuchs 1983: 347)に見出す。またGernsheimは個人化が「女性にとっての新たな決定可能性を開いた」と述べる(Beck-Gernsheim 1983: 309)。そしてBeckも次のように説明する。

個人化は、この意味で、人間の人生があらかじめ決められた状態から解放されたことを意味している。つまりまだ確定されていないもの、個々人の決定に左右されるものとなったということ、人生の成り行きが個々人の課題として個人の行為にゆだねられているのだということである(Beck 1986:216=1998: 266)

Beckは個人化を「人間の人生があらかじめ決められた状態から解放され……個々人の決定に左右される」ことであると説明している。

では個人化という概念は、個人に決定の可能性が与えられることを指摘することを通じて人々が「あらかじめ決められた状態から解放され」て自由になることを説明しようとしているのか。

例えば Karl Ulrich Mayer や Hans Peter Blossfeld、また Günter Burkart といった研究者は Beck の個人化論をこの「解放」の側面から捉えた。そして人々が人生を自由に決定することなど実際にはできていないという〈個人化〉への反証論文を提出した (Mayer und Blossfeld 1990) (Burkart 1993a)。

しかし、Beck の個人化論はただ解放論を主張しているわけではない。別の箇所では Beck は次のように説明している。

個人化がまさに意味していることは、制度化であり、制度による刻印であり、ひいては個々人の人生や生活状況が政治によって形づくられるということである (Beck 1986=1998: 262)

ここで Beck は個人化を「個々人の人生」が「制度」や「政治によって形づくられる」ことであると説明している。

はたして個人に決定の可能性が与えられていることを指摘する個人化は、「人間の人生があらかじめ決められた状態から解放され」る変化を説明しようとしているのか。それとも制度や政治によって「社会的な制約」を受ける変化を説明しようとしているのか。この「自由」と「統制」の矛盾するコノテーションゆえに、Beck の個人化論は「不明確で多義的 (ungenau und vieldeutig)」(Burkart 1993a: 159) であり「不確かな (unbestimmt) 意味内容」(Mayer und Blossfeld 1990: 314) であると批判されてきた。

しかし個人化の学説史に目を向けると、個人化概念が「自由」と「統制」という矛盾するコノテーションを有していることは驚くべきことではない。デュルケームは「社会的な信念や慣行が……外部からわれわれの内に入りこんでくる」ことを「個人化 (individualisations)」(Durkheim [1895] 1912: XXIII=1978: 43) と呼び、「人間が一個の社会的存在となるかぎりにおいて、自由は少しずつ実現されるにすぎない」(Durkheim 1893=1971: 372-3) と述べる。またジンメルは「社会化」の観点から「個人化 (Individualisierung)」を捉え、「新しい自由はしばしば新しい義務との交替にすぎない」(Simmel 1900=1978[3]: 14) と述べる。

即ち社会学の草創期から、個人化論は自由と社会統制を対立的ではなく両立的に捉えることを試み、双方の両立がいかんにして可能になっているのかを説明しようとしてきた。

したがって Beck の個人化論において批判すべきは、個人化概念に「自由」と「統制」の矛盾する内容を包摂していること自体にはない。そうではなくて、「自由」と「統制」が矛盾することなく両立する個人化の仕組みを、明確に説明できているのかどうかという点である。

Beck に対する「不正確で多義的 (ungenau und vieldeutig)」(Burkart 1993a: 159) であり「不確かな (unbestimmt) 意味内容」(Mayer und Blossfeld 1990: 314) である等々の批判は自由と統制が矛盾することなく両立することの説明が不十分であることに対してなされていることを、学説史の蓄積は教示する。

これらの批判を受けて、Beck は 1993 年に自身の個人化論の「不明確さ」(Beck und Beck-Gernsheim 1993: 178) を一部認め<sup>2</sup>、個人化の定義をめぐる論争 (*Zeitschrift für Soziologie*, 1993, Jg.22, Heft 3) に参加するに至っている。

これまで日本の先行研究では、Beck 個人化論の肯定的な引用や精密な読解が行われてきた<sup>3</sup>。しかし、Beck の個人化定義に対する批判を中心とした論争と展開を扱い、論争が個人化の理論や学説にとっていかなる貢献を果たしたのかを検討したものは見当たらない。論争の展開を追うことは現代における個人化の形態を問う学説研究にとってもまた Beck 批判にとどまらず批判を介して Beck 個人化論の意義をより明確にするという意味においても重要である。

本稿は、Beck 個人化論の定義に関わる論争とその課題に対応するドイツの研究を検討する。検討を通じて Beck 個人化論の有する「自由」と「統制」を両立させる仕組みの分析が、他の研究者による批判と補完を通じて明確化されてきたことを明らかにする。明確になる分析は Beck が「自由」と「統制」の両立を説明する際に援用する Parsons の「制度化された個人主義」ともまた異なる特徴を有している。したがって論争の展開は、Beck の自己理解に還元されない Beck 個人化論が有する説明力の新たな局面が分節化され抽出されてくるプロセスとして再構成される。

## 2 Günter Burkart と Ulrich Beck・Elisabeth Beck-Gernsheim による論争——社会的な統制の消失か再編か

個人化の論争は 1993 年のドイツの社会学系専門誌 *Zeitschrift für Soziologie* (Jg22, Heft3, Juni) において交わされた。論争の当事者となったのは実証研究に携わる Günter Burkart、そしてドイツにおける個人化の代表的論者である Ulrich Beck と Elisabeth Beck-Gernsheim の 3 名であった。

誌面上の対論は、以下の 3 つの順序で行われ

た。まず Burkart が、Beck と Gernsheim を念頭にした近年の個人化論に対する疑問と批判を含む論稿を提出した。それに対して Beck と Gernsheim が連名で「2 つの誤解」(Beck und Gernsheim 1983:178) があると反論する。そして反論を受けた Burkart が再度応答の形で問題の所在をまとめている。

論争を経て、個人に決定の可能性が与えられることが単なる自由を意味するのではなく、同時にまた新たな統制を受けることでもあるという「二面性」(Beck und Gernsheim 1993: 181) が明らかになる。そして Beck と Gernsheim はこの「二面性」を有する個人化論を Durkheim や Parsons の系譜に位置付けている (Beck und Gernsheim 1993: 181)。

本節では、どのように個人に決定可能性が与えられることが「解放」と同時に「統制」でもあるという結論に至るのかを検討する。以下 Burkart の論稿、次に Beck と Gernsheim の反論、そして Burkart の再度の応答の順で検討を進める。

初発の Burkart の論稿の焦点は、個人化とは何かという定義問題である。ドイツにおいては「社会学の内外で」時代の「趨勢 (Trend)」(Burkart 1993a: 159) を表す概念となった個人化であるが、Burkart は「実際に第 2 次世界大戦後に新たな“個人化の進展が生じたのかどうか」について「専門内では疑念が大きく残り—あまりに多くの点が疑わしく思えた」(Burkart 1993a: 159) と述べている。

実証研究に携わる Burkart にとっての問題は、トレンドとなった個人化の「検証可能性」である。「人生があらかじめ決められた状態から解放放たれ」ることと、人生が「制度」や「政治によって形づくられる」ことの両方を個人化として主張する Beck の議論は「多義的」であり、「検証可能」な命題ではないと Burkart は批判

する (Burkart 1993a: 159, 173)。

個人化を検証可能にするべく Burkart は個人化の「中心命題」を「個人的な選択可能性や決定可能性の増大」(Burkart 1993a: 159) と理解して定義する。そして個人化が「発展した産業社会」であるアメリカで、とくに親になることの決定過程において進行しているのかどうかを実証的に検証していく。

検証に際して Burkart が対象にしたのは、親になる決定の形に様々な「多元化 (Pluralisierung)」の変化が生じているのかどうかである。

「多元化」の具体的な内容として Burkart は次の3つの指標を用いる。

- ① 子供を持たない決定が増えているかどうか
- ② 親になる年齢の間隔が延びたかどうか
- ③ 1 家族の子供数が増えているかどうか (Burkart 1993a:161)

3つの指標は、子供を持つのかどうか (①)、また子供をいつ持つのか (②)、何人持つのか (③) に対応する。そして Burkart は、第二次世界大戦後に個人化 (「決定可能性の増大」) が進んでいるならば、個人が自由に決定できる結果として子供を持たない決定が増え、また子供を持つ決定の年齢の幅が延び、子供の数が個人の任意になるという「多元化」が指標として表れるはずだと仮定した。

そして検証を行った結果「多くの仮定が……証明できず」また「個人化動向の幾つもの指標が全般的には当てはまらない」(Burkart 1993a: 171) という否定的な結論に至っている<sup>4</sup>。

Beck・Gernsheim との争点になるのは、Burkart の論理展開である。Burkart は次の4つの手続きを踏まえている。

- ① 個人化を個人の決定可能性の増大と定義する。
- ② 決定可能性が増大 (個人化) しているならば、

その決定権が行使される結果として多元化が生じると仮定する。

③ 多元化を検証する。

④ 検証結果として多元化は生じておらず、したがって個人化は生じていないと主張する。

以上の Burkart の個人化の反証過程に対して、Beck と Gernsheim は個人化解釈の根本的な2つの誤解があると反論する。「個人主義的誤解」と「合理主義的誤解」(Beck und Gernsheim 1983:180-3) である。

「個人主義的誤解」は個人化を「社会の解体」(Beck und Gernsheim 1983: 178) と同一視する点で誤りとする。「合理主義的誤解」は個人化を「意識的また自律的な決定」(Beck und Gernsheim 1983: 178) と同一視する点で誤りとする。即ち Burkart が個人化を「決定可能性の増大」と定義するところまでは認めたとしても、それが社会的な制約のない (「個人主義的誤解」) 自律的な各人の決定 (「合理主義的誤解」) の結果「多元化」という指標として表出するはずだとする Burkart の論理展開 (特に上記②の仮定) に誤りがあると指摘する。

Beck と Gernsheim は Burkart とは異なり、決定可能性が与えられることを制約のない自律的な決定の増大と同一視しない。そうではなくて個人に決定可能性が与えられることがむしろ従来とは異なる形で制約を受け、かつ自律的ではなく「強いられた」(Beck und Gernsheim 1983: 181) 決定を行うことでもであると主張する。

その象徴的な例として Beck と Gernsheim は離婚の決定過程を挙げる。離婚は「かつて経済的、法的、宗教的な障害が今日よりもはるかに大きかった」(Beck und Gernsheim 1983: 181)。今日離婚の決定はより容易になったが、しかし決して制約のない自律的な決定として行うことができるようになったわけではない。

「不幸な夫婦にとどまるか、やむを得ない場合は厳しい経済条件の下に独りで生きて行くか」という「二者択一のよりましなほう (weniger schlechte)」(Beck und Gernsheim 1983: 181) を選ぶという離婚の決定がそうである。

この時、決定は経済的また他者との生活環境に制約を受け、かつ積極的に選びとるような自律的な決定ではなくどちらかを選ばなくてはならないという消極的な「強いられた」ものであるが、「しかしそれは一つの選択であり、決定である」(Beck und Gernsheim 1983: 181) ことに違いないと Beck と Gernsheim は言う。

さらに Beck と Gernsheim は、Burkart が「個人化」の「反証」として掲げる、個人を制約する「構造的な強制」の存在も、むしろ「個人化理論の中核のひとつ」(Beck und Gernsheim 1983: 185) であると反論する。例えば「福祉国家や、労働市場、教育システム、税法、国鉄の時刻表や、交通信号」と言った「構造的に与えられた条件や強制のもとで」(Beck und Gernsheim 1983: 185) 個人は決定を行うからである。

このように Beck と Gernsheim は<決定の可能性が与えられる>変化と、その<決定の可能性が自由に行使できる>変化とは同義ではないと指摘する。そして「個人化理論をただ伝統的な社会形式や解釈モデルや統制の解体を意味する」(Beck und Gernsheim 1983: 181) とする Burkart の理解を批判し、個人化とは「伝統的に与えられた条件の解体に引き続いて、同時に新たな諸制度が規定力を獲得することを意味する」(Beck und Gernsheim 1983: 181) と指摘する。したがって個人化が指示する決定とは自由な決定ではなく新たな「制約の下での」決定であり (Beck und Gernsheim 1983: 182) 「決定のジレンマ」(Beck und Gernsheim 1983: 181) であると主張する。

Beck と Gernsheim の反論を受け、Burkart は最後の応答論文で次の疑問を呈する<sup>5</sup>。即ち、決定が「制約」を受けるならば、その制約は人々の立場によって「社会構造的に差があり」、従って「あらゆる個人があらゆる選択肢を同じように利用できないことは明白である」(Burkart 1993b: 191)。そうであるならば、決定の可能性が与えられるという個人化が指示する変化は一部の人々には生じておらず、あくまで「特定の境遇 (Milieu)」(Burkart 1993b: 191) に限定された変化ではないのかという疑問である。

確かに Burkart が言うように、個人に決定の可能性が与えられることは各人が同じように選択できるようになるのではなく「社会構造的」な「制約」を受ける点について Beck と Gernsheim も認めている。しかしそれは Beck と Gernsheim からすれば個人化していないことを意味するのではない。そうではなくてむしろ個人に決定可能性が与えられるという変化が、従来とは異なる形で新しい社会的な統制を受けることを意味すると主張している<sup>6</sup>。

以上の通り、個人化の論争を経て個人に<決定の可能性が与えられること>と<決定の可能性を自由に行使できること>とは同義ではないことが指摘された。そして<決定の可能性が与えられること>は制約のない自律的な決定ができることではなく、従来とは異なる形で社会的な統制を受ける自由と統制の「二面性」(Beck und Gernsheim 1983: 181) を有する変化であることを Beck と Gernsheim は主張した。即ち、決定の可能性が与えられることは社会的な統制の消失ではなく再編であると述べている。

では、決定の可能性が与えられる変化において、どのように社会的な統制は再編されるのか。Beck と Gernsheim は個人が自由と同時に改めて統制を受ける両義的な個人化論を Durkheim

ないしは Parsons の「制度化された個人主義」の系譜に位置付けている (Beck und Gernsheim 1983: 181)。しかし、分化論を背景理論とする Durkheim や Parsons の系譜から、個人に決定の可能性が与えられて社会的な統制が再編される変化を捉えることは妥当であろうか。

個人化研究者である Monika Wohlrab-Sahr は、個人に決定の可能性が与えられる変化が「分化論」とは異なる社会変化としての意味を有していることを指摘している。Wohlrab-Sahr の指摘は個人に決定の可能性が与えられることと社会的な統制が再編されることとの関係を理解するうえで重要である。次に検討する。

### 3 「分化としての個人化」と「帰責としての個人化」—— Wohlrab-Sahr と Luhmann による研究

論争を経て次のことが指摘された。個人に決定の可能性が与えられることは、個人が自由に決定を行えることと同義ではない。そうではなくて、一定の社会的な統制を受けつつ決定を行うことである。即ち、個人に決定の可能性が与えられることは、社会的な統制の消失ではなく再編を意味する。

では個人に決定の可能性が与えられることを通じてどのように社会的な統制は再編されるのか。Beck と Gernsheim は個人が自由と同時に改めて統制される個人化論を Durkheim や Parsons の「制度化された個人主義」<sup>7</sup> の系譜に位置付けている (Beck und Gernsheim 1983: 181)。

「制度化された個人主義」とは「功利主義的個人主義」のように「すべての社会的制約を我慢できない無秩序な個人主義ではなく」(Parsons 1978=2002:64)、「社会を機能させるための貢献」(Parsons 1964=2001: 264) を果たすことが「義務づけられている」(Parsons

1964=2001: 264) 個人主義である。

「社会を機能させるための貢献」と Parsons が述べるように、「制度化された個人主義」の背景理論には(機能)分化論がある。即ち「制度化された個人主義」は自由と統制の両立を、社会分化や機能分化が生じた社会においてその分化した機能や社会秩序への貢献を果たすことが「義務づけられている」限りでの自由として説明する。

では決定の可能性が与えられる変化もまた、Beck と Gernsheim が Parsons の系譜に位置付ける通り、社会分化や機能分化が生じた限りでもたらされる自由と新たな社会統制という変化として理解するべきなのであろうか。

前節で扱った論争とは別に、独自に Beck の個人化論と Beck 個人化論に否定的な論者の止揚を試みた研究者に Monika Wohlrab-Sahr がいる。Wohlrab-Sahr は個人に決定の可能性が与えられる変化が「分化論」とは異なる社会変化としての意味を有していることを主張している。

Wohlrab-Sahr は「Individualisierung: Differenzierungsprozeß und Zurechnungsmodus (個人化: 分化のプロセスと帰責の様式)」において、個人化という変化に「分化としての個人化」と「帰責としての個人化」という異なる水準があることを主張する (Wohlrab-Sahr 1997: 25-31)。

Wohlrab-Sahr による「分化としての個人化」とは「構造的次元」の変化を意味し、具体的には社会の多様性の増大や多元化といった変化を指す (Wohlrab-Sahr 1997: 26-8)。対して「帰責としての個人化」とは「文化的次元」の変化を意味し、具体的には「社会的な帰責様式の変化」(Wohlrab-Sahr 1997: 28) によって人々の「内面生活が変化する」(Wohlrab-Sahr 1997: 26) ことを指す。

個人化を「構造的次元」と「文化的次元」に

区別するべきかどうかはここでは立ち入らない。決定の可能性が与えられる変化を通じてどのように社会的な統制が再編されるのかを問う本節にとって興味深いのは次の点である。即ち Wohlrab-Sahr の研究が、決定可能性が与えられることが「分化」という変化ではなく「社会的な帰責様式の変化」を通じて社会統制の再編をもたらすことを明らかにする点である。

個人に決定の可能性が与えられることはいかにして「社会的な帰責様式の変化」をもたらし、それによってどのように社会的な統制が再編されるのか。

以下では Wohlrab-Sahr が背景理論にする Niklas Luhmann の「リスク」論を經由して、どのように人々に決定の可能性が与えられることが「社会的な帰責様式の変化」として機能し、社会的な統制の形式を再編するのかを説明する。

まず確認しておくべきは Luhmann のリスク論において「リスク (Risiko)」とはただ「安全 (Sicherheit)」ではない状態を意味するのではないことである。そうではなくて、その安全ではない状態が個人の外部からもたらされた場合は「危険 (Gefahr)」、個人の「決定」によってもたらされた場合は「リスク」として区別する (Luhmann 1993: 327; Luhmann 1997)。

Luhmann による「リスク」と「危険」の区別において、ある不利益が外部に帰責されるのかそれとも個人自身に帰責されるのかの違いが、「決定」を介して変わることが指摘されている。

このリスク論は既に良く知られた議論である。しかし次の主張が、＜個人に決定可能性が与えられる＞変化の意味を問う本稿にとって新しくまた重要である。Luhmann は次のように言う。

それは次のことを通じて簡単に危険をリスクへと転換する。即ち、それが今までは与え

られてこなかった決定可能性を与えることによってである。もし傘が存在するならば、人はもはやリスクなしで生きることはできない：人が雨に濡れるという危険は、もしその人が傘を持っていかなかった場合、その人が受け入れるリスクとなる (Luhmann 1993: 328)

Luhmann は決定可能性が与えられることが、外部の危険を個人のリスクに変換すると指摘する。即ち、決定可能性が与えられたならば、危険であった問題はただ個人の外部からもたらされる問題ではなく個人に帰責しうる問題に変わる。

次の点に注意しなくてはならない。即ち、Luhmann は個人が決定を行うがゆえに、決定に伴うリスクが生じることを指摘しているのではない。そうではなくて、個人が決定を行おうが行うまいが、個人に決定の可能性が与えられる時点で、危険はリスクへと変換されていく変化を指摘している。

決定を行うことがリスクを生むのではなく、決定の可能性が与えられることが危険をリスクへと変換するということ。この指摘が重要であるのは、これによって社会的な統制の変化のあり方が明らかになるからである。Beck と Gernsheim が挙げている「離婚」の例を用いて説明する。

Beck と Gernsheim の主張に則ると、今日離婚は「経済的、法的、宗教的な」制約によって規制されているわけではない。離婚は個人に決定の可能性が与えられることで「もはや国家や協会や社会ではなく各カップル」(Beck und Gernsheim 1993: 182) の決定に委ねられている。

しかしそれは決して Burkart が理解したように自由に決定が行えることを意味しているのではない。離婚の決定を行うことによって社会制度や社会構造が関係する経済的な不利益や問題

が存在するという意味で、それは社会的な制約を受けることでもある。

即ち個人に決定の可能性が与えられることで、個人の決定の管轄外にある社会的な制度や構造が関係する問題は、あくまで個人の決定の帰結である「リスク」として個人に帰責しうる問題に変質する。したがって個人はただ自由に決定を行うのではなく、自身に帰責される問題を回避するべく、所与の制度や構造を決定の変数として勘案しながら自分自身を統制（コントロール）しなくてはならない。

このように、個人に決定の可能性が与えられる変化は「社会的な帰責様式の変化」をもたらす。それゆえに社会制度や社会構造が関わっている危険は個人に帰責しうるリスクに変化する。したがって個人はただ自由に決定を行うことができるようになるのではなく、社会制度や社会構造を決定変数として意識した「自己統制 (Selbstkontrolle)」<sup>8</sup> (Wohlrab-Sahr 1997: 28) を行い自ら社会統制を担うことになる。

Wohlrab-Sahr および Luhmann の議論を踏まえて次のことが明らかになった。決定可能性が与えられる変化は、社会分化による多元化や多様性の増大とは異なる変化の意味を有している。即ち、外部の危険を個人のリスクに変換することで、社会統制を「自己統制」という形式に再編する「帰責としての個人化」という変化の意味を有していることである。

Beck と Gernsheim は自身の個人化論を Durkheim ないしは Parsons の「制度化された個人主義」の系譜に位置付けていた。確かに自由と統制の両立を説明するという志向性を共有する点においてこの系譜への位置付けは妥当性を持つ。しかし、決定の可能性が与えられることが Durkheim や Parsons の背景理論にある分化としての変化とは異なる変化の意味を有して

いる認識を困難にする点において、この位置付けは妥当性をもたない。

Wohlrab-Sahr による研究は、Beck 個人化論の主張に含まれる個人化の説明力の異なる局面を分節化し抽出することに貢献している。

#### 4 決定可能性が与えられる変化の意味をめぐる論争の意義について——分化論的個人化論と帰責様式の変化としての個人化論

ここまでの議論をまとめよう。

ドイツにおいて個人化論が勃興してきたとき、研究者が共通して注目したのは従来に比べて人々に決定の可能性が与えられているという変化であった。ではこの変化は何を意味するのかという問いが、個人化研究において提起された。

Burkart は個人に決定の可能性が与えられることを、社会的な制約のない自律的な決定の増大と同一視した。そして「多元化」を指標にすることを通じてそのような「個人化」が生じていないという検証論文を提出した。

しかし Burkart の検証に対して Beck と Gernsheim は決定の可能性が与えられるという変化が自由な決定や「多元化」を意味するのではなく、一定の社会的な統制を受けつつ決定を行うことを意味すると主張した。即ち個人に決定の可能性が与えられることは、社会的な統制の消失ではなく再編を意味することを指摘した。

では個人に決定の可能性が与えられることはどのように社会的な統制の再編をもたらすのか。この問いに寄与したのは Wohlrab-Sahr と Luhmann の研究である。Wohlrab-Sahr の研究を踏まえると、決定の可能性が与えられることが Beck と Gernsheim の位置付けとは異なり「分化」としての変化ではなく、「社会的な帰責様式の変化」としての局面を有していることが明

らかになる。

即ち、個人に決定可能性が与えられることで、個人は個人の決定でどうすることもできない（決定の管轄外の）社会制度や社会構造が関わる不利益を自身の決定の帰結の責任において生じる「リスク」として受け取らなくてはならなくなる。したがって個人は、決定可能性が与えられていても自由に決定を行うのではなく、できるかぎり不利益を被ることがないように所与の社会制度や社会構造に合わせた「自己統制」を行い自ら社会統制を担うことになる。

論争における Beck と Gernsheim の個人化論の主張を敷衍・補完するなかで「分化としての個人化」とは異なる「帰責としての個人化」という社会変化の局面が分節化され抽出されてきた。そして「帰責としての個人化」に着目することで、決定の可能性が与えられることが統制からの解放ではなく、どのように社会的な統制の再編をもたらすのかが明らかにされてきた。

即ち決定の可能性が与えられることは、「社会的な帰責様式の変化」をもたらし、社会統制を「自己統制」という個人自身が担う社会統制の形式に再編する。従って、個人に決定の可能性が与えられることは、それ自体が優れて社会的な統制の一形式として機能する社会変化である。以上が本稿の再構成の内容である。

本稿は、論争における Beck と Gernsheim の主張を敷衍し補完してきた。しかし本稿で明確化してきた Beck と Gernsheim の主張が、個人化を統制からの解放と同一視した Burkart に対抗するべく強調された主張であった文脈を忘れてはならない。

「新しい形態の『責任の配分の仕方』が生じてくる」（Beck 1986=1998: 269）と Beck

は既に『危険社会』の個人化論で主張している。この主張に認めうる通り、確かに Beck による個人化とリスクの研究は Wohlrab-Sahr や Luhmann の「帰責としての個人化」と親和的な局面がある。

しかし Beck はリスクと個人化の関係を、個人への帰責と統制をもたらす変化としてのみ捉えているのではない。例えば「リスク」と個人化の関係について Beck は次のように述べている。

リスクはさしあたり個々に帰責され、たえず個人化される諸結果を（例えば事故率という形で）統計的に記録する見通しを開く。このような仕方ですべて個人化を（ent-individualisieren）リスクは行うのである（Beck 2007: 58-9）

Beck はここで「リスク」を「脱個人化」つまりは脱個人への帰責を行う概念としてポジティブに捉えている。即ち個人に帰責され再編された諸結果を、再度集合的に捉え返していく可能性を同じ「リスク」概念に見出している。

Beck の個人化論は Wohlrab-Sahr や Luhmann に親和的な「帰責としての個人化」に対抗する複眼をもつ。この視点の意義を吟味する作業は、Beck 個人化論に「帰責としての個人化」の局面が見出しうることを認めたいうえで行うべき今後の課題である。

## 注

<sup>1</sup> 例えば『社会の個人』という個人化研究を発表した Markus Schroer は、ドイツにおいて社会学の内外で個人化が時代のトレンドを表す概念となったと述べる。そしてその「起爆剤」となったのが 1983 年の 4 名の研究発表であったと指摘している（Schroer 2000:9）。

<sup>2</sup> Beck と Gernsheim は次のように自身の個人化論の不明確さについて認めている。「要するに（※個人化の）討論は捉えどころがなく、矛盾し、すり込まれた紋切り型に至っている。私たちの初発の説明における不明確さがこれに寄与していることは確かである」（Beck und Beck-Gernsheim 1993: 178、（※）は引用者）。

<sup>3</sup> 日本において個人化研究は目黒依子の『個人化する家族』（目黒 1987）を嚆矢とし、家族研究において一定の蓄積がある。多分野へと個人化研究が展開されたメルクマールは 2004 年度第 54 号の『社会学評論』における「個人化特集」である。特集においては、福祉（武川 2004）、家族（山田 2004）、労働（小杉 2004）、階層（白波瀬 2004）、教育（稲垣 2004）、医療（進藤 2004）、法（和田 2004）、宗教（島菌 2004）における個人化研究が提出されている。また個人化論の学説研究については 2008 年度の『社会学史研究』における特集がある。『社会学史研究』で扱われた個人化論は Simmel（浜 2008）、Durkheim（白鳥 2008）、Elias（荒川 2008）、Beck（伊藤 2008a）、Giddens（宮本 2008）によるものである。また Ulrich Beck の個人化論を中心に扱った論稿としては、畑本裕介の『『階級』から『個人化』へ』（畑本 2001）、伊藤賢一の「第二の近代と個人化する社会」（伊藤 2006）また『社会学史研究』においても Beck を担当した伊藤美登里の「U. ベックの個人化論」（伊藤 2008b）等がある。Beck および Gernsheim と Burkart の論争に関わる研究については、家族研究における斎藤真緒による「親性の個人化」がある。斎藤の研究では、Burkart の見解の再構成とその家族研究にとつての意義について説明が提示されている。Beck・Gernsheim の反論および Burkart の応答が扱われていない点は本稿と異なる。

<sup>4</sup> そのうえで、Burkart は「親になる年齢」や「子供をもたない」ことや「シングル親」になるといったことがむしろ「教育や人種の属性」（Burkart

1993: 170）といった要因の影響下にあり、個人の「自律的決定」（Burkart 1993: 164）として行うことができるのは「特定の境遇（Milieu）」や「特徴的な社会集団に限定」（Burkart 1993: 173）されていると指摘する。

<sup>5</sup> Burkart が応答論文で提出している再反論は 5 点あり、本稿ではその一部のみを取りあげている。5 点の反論を要約すると以下の通りである（Burkart 1993b: 188-91）。

①決定とは何かの社会的な解明が必要ではないか。（構造的な制約を受けるものも含めて決定であると言えるのかどうか。せめて「意志に基づく決定」、「感情的決定」、「規範指向的な決定」のように「合理的な決定行為」と「非合理的な決定行為」を区別していく必要があるのではないか。）

②個人化が自由と統制の「二面性」を有する変化であるとして、その「二面性」の「連関」が不明確である。

③個人化理論は過去を「構造的な従属や社会的統制しかなかった伝統的社会」として戯画化する傾向があるのではないか。

④ Beck と Gernsheim による Burkart の実証的根拠に対する非難があまりに「表面的」で受け入れることができない。

⑤ Burkart の基本的な 2 つの批判（①個人化論の基本的命題が「矛盾しており」検証困難であるという批判、②個人化が仮に正しいとしてもそれは「特定の境遇」にのみ当てはまる変化ではないかという批判）にこたえていない。

<sup>6</sup> ここで双方の議論をすれ違いに導いている要因は、同じ事実に対して異なる解釈を双方が当てはめていることにある。即ち、Burkart の初稿で指示された通り決定の帰結としての多様性が検出できない事実を、Beck と Gernsheim は決定の可能性が与えられたうえで新たな統制を受けているからであるという解釈枠組に引きつけて理解する。対して Burkart は、同じ事実をそもそも決定の可能性が与えられていな

いからであるという解釈枠組において理解する。

Burkart が主張するように従来と変わらない統制を受けているのであれば、個人化は生じていないことになる。しかし決定の可能性が与えられたうえで、新たな統制を受けているのであればそれは個人化が生じているということになる。この一つの事実に対する解釈の奪い合いにおいて、両者の議論は平行線を辿っている。

むろんいずれの立論も社会分析にとっての損益がある。即ち Beck と Gernsheim は新しい変化に着目するあまり、その変化が訪れていない人々（例えば離婚の例で言うならば、Beck と Gernsheim が過去の統制として指示した「宗教的」な統制に依然として捕らわれている人々）の存在を等閑視するおそれがある。反対に Burkart は Beck や Gernsheim が捨象してしまいがちな依然として旧来の統制を受けている人々の存在に敏感であるために新しい変化による統制が生じていることを等閑視するおそれがある。

<sup>7</sup>「制度化された個人主義」とは Parsons が個人主義の形態を「功利主義的個人主義 (utilitarian

individualism)」(Parsons 1978:52) と区別して捉えるべく導入した命題である。なお Parsons は「制度化された個人主義」を「道具的個人主義」とも呼んでいる (Parsons 1964=2001: 264)。

<sup>8</sup>「自己統制」という概念は Norbert Elias の個人化論を想起させる。Elias は「他者強制 (Fremdzwang)」から「自己強制 (Selbstzwang)」(Elias 1989: 129)へと変わる社会統制の変化を「文明化」の過程として指摘している。そして「一方での進行する個人化 (Individualisierung) の過程というのは、同時に他方での文明化の過程のことを意味する」(Elias 1987: 168) と指摘している。Elias の個人化解釈によって、個人と集団の対立図式では捉えることが難しかった社会統制のあり方が明確に措置されている。即ち社会や集団といった個人に対立する外部から行われる統制ではなく、個人自身の主体的ないしは自由に見える振る舞いを通じて行われる「自己規制」(Elias [1987]1991=2000: 142) としての社会統制である。なお近年の Elias の個人化研究には「過程としての文明化と個人化」(荒川 2008) がある。

## 文献

荒川敏彦, 2008, 「過程としての文明化と個人化——ノルベルト・エリアスの〈プロセス—フィギュレーション〉理論」, 『社会学史研究』, いなほ書房, 87-102.

Beck-Gernsheim, Elisabeth, 1983, "Vom „Dasein für andere“ zum Anspruch auf ein Stück „eigenes Leben“, " in: *Soziale Welt* 34/1983, 307-39.

Beck, Ulrich, 1983, "Jenseits von Stand und Klasse? – Soziale Ungleichheiten, gesellschaftliche Individualisierungsprozesse und die Entstehung neuer sozialer Formationen und Identitäten," Kreckel R.(Hg.), *Soziale Ungleichheiten. Soziale Welt*, Sonderband 2, Göttingen, 35-74.

———, 1986, *Risikogesellschaft: auf dem Weg in eine andere Moderne* (1. Aufl.), Frankfurt am Main : Suhrkamp. (= 1998, 東廉・伊藤美登里訳『危険社会：新しい近代への道』法政大学出版局.)

———, 2007, *Weltrisikogesellschaft: Auf der Suche nach der verlorenen Sicherheit*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.

Beck, Ulrich und Elisabeth Beck-Gernsheim, 1993, "Nicht Autonomie, sondern Bastelbiographie," in: *Zeitschrift für Soziologie*, 22, 178-87.

Burkart, Günter, 1993a, "Individualisierung und Elternschaft — Das Beispiel USA," in: *Zeitschrift für Soziologie*,

22:159-77.

- , 1993b, "Eine Gesellschaft von nicht-autonomen biographischen Bastlerinnen und Bastlern? - Antwort auf Beck/Beck-Gernsheim, " in: *Zeitschrift für Soziologie*, 22:188-91.
- Durkheim, Émile, 1893, *De la division du travail social*, Paris: P.U.F. (=1971, 田原音和訳『社会分業論』青木書店.)
- , [1895] 1912, *Les regles de la methode sociologique*, Paris: P.U.F. (= 1978, 宮島喬訳『社会学的方法の規準』岩波書店(岩波文庫).)
- Elias, Norbert, [1987]1991, *Die Gesellschaft der Individuen*, Frankfurt am Main, Suhrkamp. (= 2000, 宇京早苗訳『諸個人の社会 - 文明化と関係構造』法政大学出版局.)
- , 1989, *Studien über die Deutschen. Machtkämpfe und Habitusentwicklung im 19. und 20. Jahrhundert*, hg. von Michael Schröter, Suhrkamp, Frankfurt am Main.
- Friedman, Milton and Rose, Friedman, 1980, *Free to Choose: a Personal Statement*, Penguin Books. (= 1980, 西山千明訳『選択の自由：自立社会への挑戦』日本経済新聞社.)
- Fuchs, Werner, 1983, "Jugendliche Statuspassage oder Individualisierte Jugendbiographie?," in: *Soziale Welt* 34/1983, 341-71.
- 浜日出男, 2008, 「ジンメル の < 社会化 = 個人化 > の社会学」, 『社会学史研究』, いなほ書房, 59-72.
- 畑本祐介, 2001, 「『階級』から『個人化へ』——生活における危機状況の焦点変移についての考察」, 『法学政治学論究』, 123-48.
- 稲垣恭子, 2004, 「市場化する社会における子どもと学校空間の変容」, 『社会学評論』 216:386-400.
- 伊藤賢一, 2006, 「第二の近代と個人化する社会」, 盛山和夫・編集発行『高齢化社会の公共性に関する社会学的研究』, 95-102.
- 伊藤美登里, 2008a, 「第一の近代における個人化と再帰的近代における個人化——ウルリヒ・ベックの立場から」, 『社会学史研究』, いなほ書房, 103-6.
- , 2008b, 「U. ベックの個人化論——再帰的近代における個人と社会」, 『社会学評論』 59(2):316-30.
- 小杉礼子, 2004, 「労働の変貌——若者の非典型雇用と個人主義」, 『社会学評論』 216:355-69.
- Luhmann, Niklas, 1991, *Soziologie des Risikos*, Berlin
- , 1993, "Die Moral des Risikos und das Risiko der Moral," Gotthard Bechmann(Hg.), *Risiko und Gesellschaft*, Opladen: Westdeutscher Verlag, 327-38.
- Mayer, Karl Ulrich und Hans-Peter Blossfeld, 1990, "Die gesellschaftliche Konstruktion sozialer Ungleichheit im Lebensverlauf," Peter A. Berger und Stefan Hradil(Hg.), *Lebenslagen, Lebensläufe, Lebensstile*. Schwartz, 297-318.
- 目黒依子, 1987, 『個人化する家族』, 勁草書房.
- 宮本孝二, 2008, 「ギデنزの視点から」, 『社会学史研究』, いなほ書房, 107-10.
- Mooser, Josef, 1983, "Auflösung der proletarischen Mileus - Klassenbindung und Individualisierung in der Arbeiterschaft vom Kaiserreich bis in die Bundesrepublik Deutschland, " in: *Soziale Welt* 34/1983, 270-306.
- Parsons, Talcott, 1964, *Social Structure and Personality*(A collection of essay), New York: The Free Press of Glencoe. (= [1973] 2001 (新版), 武田良三監訳『社会構造とパーソナリティ』新泉社.)
- , 1978, *Action theory and the human condition : Sociology of religion*, New York, Free Press.( = 2002, 富永健一・挾本佳代・油井清光・佐藤成基訳『宗教の社会学：行為理論と人間の条件第三部』勁草書房. )

- 斎藤真緒, 2000, 「親性の個人化——家族の分析資格としての『個人化』論の可能性」, 『立命館産業社会論集』, 49-70.
- Schroer, Markus, 2000, *Das Individuum der Gesellschaft – Synchron und diachrone Theorieperspektiven*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.
- 島蘭進, 2004, 「社会の個人化と個人の宗教化——ポストモダン（第2の近代）における再聖化」, 『社会学評論』 216:431-48.
- 白鳥義彦, 2008, 「デュルケームと個人主義」, 『社会学史研究』, いなほ書房, 73-86.
- Simmel, Georg, 1900, *Philosophie des Geldes*, Duncker & Humblot. (= 1978, 元浜清海・居安正 向井守訳「ジンメル著作集」『貨幣の哲学 1-3』白水社.)
- 進藤雄三, 2004, 「医療と『個人化』」, 『社会学評論』 216:401-12.
- 白波瀬佐和子, 2004, 「社会階層と世帯・個人」, 『社会学評論』 216:370-85.
- 武川正吾, 2004, 「福祉国家と個人化」, 『社会学評論』 216:322-40.
- 和田仁孝, 2004, 「『個人化』と法システムのゆらぎ」, 『社会学評論』 216:413-30.
- Wohlrab-Sahr, Monika, 1997, "Individualisierung: Differenzierungsprozeß und Zurechnungsmodus, Ulrich Beck und Peter Sopp(Hg.), *Individualisierung und Integration*, Opladen: Leske + Budrich, 23-36.
- 山田昌弘, 2004, 「家族の個人化」, 『社会学評論』 216:341-354.

(かわばた けんじ、東京大学大学院、kennjikawabata@hotmail.com)

(査読者 飯島祐介、渡辺彰規)

## Individualization Theory about Freedom and Social Control:

Dispute and development of Ulrich Beck's individualization theory

KAWABATA, Kenji

As it is shown in *free to choose*, there is a tendency to understand that to be given the possibility of decision-making means to be free from the social control. The individualization studies however have been clarified a quite opposite meaning of it. This article reconstructs the individualization studies to reveal that to be given the possibility of decision-making functions as one form of social control.

In 1983, the individualization theory caught a great attention of scholars in Germany. At that time, many scholars indicated the common social change which people are given "the possibility of decision-making (Entscheidungsmöglichkeit)" more than before. Afterward, the individualization studies have been explored the meaning of this social change.

This article investigates the individualization dispute between Günter Burkart and Ulrich Beck・Elisabeth Beck-Gernsheim in Germany in 1993, and studies of Monika Wohlrab-Sahr and Niklas Luhmann. Through the reconstruction of the individualization dispute and studies, it is revealed that how the social change which people are given the possibility of decision-making functions as one form of social control.